防 災 庁 国 民 保 護 計 画

令和８年11月17日

目次

第１章　総論 1

第１節　計画の目的、定義等 1

１　計画の目的 1
２　用語の定義 1
３　計画の適切な見直し 1

第２節　国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項 2

１　基本的人権の尊重 2
２　国民の権利利益の迅速な救済 2
３　国民に対する情報提供 2
４　関係機関相互の連携協力の確保 2
５　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施 2
６　国民保護措置を実施する者の安全の確保 2

第２章　平素からの備えや予防 3

第１節　組織・体制等の整備 3

１　防災庁国民保護連絡会議の設置 3
２　防災庁における連絡体制及び参集体制の整備 3
３　国民保護措置の実施機能等の確保 3
４　国民保護措置に関する職員の研修等 4

第２節　平素における措置 4

１　関係機関との連携体制の整備 4
２　国民保護措置に関する訓練 4
３　救援に関する平素からの備え 5
４　避難施設の指定、避難施設のデータベースの整備 5
５　備蓄 5

第３章　武力攻撃事態等における対応 6

第１節　防災庁情報連絡室の設置 6

１　防災庁情報連絡室の設置 6
２　庁情報連絡室の組織及び運営 6

第２節　防災庁緊急事態調整室の設置 6

１　防災庁緊急事態調整室の設置 6
２　庁緊急事態調整室の組織及び運営 6
３　庁対策本部への移行 6

第３節　関係機関等との連携 7

１　官邸危機管理センター等への参集 7
２　事態対処専門委員会への参集 7
３　国家安全保障会議に係る調整 7
４　地方公共団体との連携 7

第４節　庁対策本部の設置 7

第５節　職員の派遣 8
第６節　特殊標章等の交付等 8

第４章　防災庁が実施する国民保護措置に関する事項 9

第１節　住民の避難に関する措置 9
１　警報の通知及び伝達 9
２　避難措置の指示の通知 9
第２節　避難住民等への救援等に関する措置 9
１　避難住民等の救援の実施に対する支援 9
２　安否情報の収集に対する協力 9
３　義援金の受入れ 10
第３節　国民保護措置全般についての留意事項 10
第４節　武力攻撃災害の応急の復旧に関する措置 10

第５章　緊急対処事態への対処 11

防災庁国民保護計画

第１章　総論

第１節　計画の目的、定義等

１　計画の目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 33 条第１項及び第 182 条第２項の規定に基づき、防災庁の所掌事務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とするものとする。

・国民保護措置を実施するための体制の整備に関する事項
・国民保護措置の内容及び実施方法に関する事項
・国民保護措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
・上記に掲げるもののほか、国民保護措置の実施に関し必要な事項及び緊急対処保護措置の実施に関し必要な事項

２　用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

①　武力攻撃　武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）第２条第１号に規定する武力攻撃をいう。
②　武力攻撃事態　事態対処法第２条第２号に規定する武力攻撃事態をいう。
③　武力攻撃事態等　事態対処法第１条に規定する武力攻撃事態等をいう。
④　武力攻撃災害　国民保護法第２条第４項に規定する武力攻撃災害をいう。
⑤　緊急対処事態　事態対処法第 22 条第１項に規定する緊急対処事態をいう。
⑥　指定行政機関　事態対処法第２条第５号に規定する指定行政機関をいう。
⑦　指定公共機関　事態対処法第２条第７号に規定する指定公共機関をいう。
⑧　対策本部　事態対処法第 10 条第１項に規定する事態対策本部をいう。
⑨　対策本部長　事態対処法第 11 条第１項に規定する事態対策本部長をいう。
⑩　特殊標章等　国民保護法第 158 条第１項に規定する特殊標章及び身分証明書をいう。

この計画において、「都道府県」又は「都道府県知事」に関する記載のうち、国民保護法第 184 条の適用がある部分については、同条の規定に基づき「指定都市」又は「指定都市の長」に適用があるものとする。

３　計画の適切な見直し

防災庁は、国民の保護に関する基本指針（平成 17 年３月 25 日閣議決定。以下「基本指針」という。）の変更や、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、必要に応じ防災庁国民保護計画の見直し等を行うものとする。変更に当たっては、軽微なものを除き、関係する指定行政機関の意見を聴くとともに内閣総理大臣に協議するほか、必要があるときは、地方公共団体の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

第２節　国民保護措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

防災庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及び防災庁国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、防災庁の所掌に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

１　基本的人権の尊重

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の売渡しの要請や、救援のための土地等の使用等の実施に当たって、地方公共団体が国民の自由と権利に制限を加える場合は、当該制限が当該救援に関する措置を実施するために必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行われるよう、必要な助言を行うものとする。

２　国民の権利利益の迅速な救済

防災庁は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、可能な限り迅速に処理するものとする。

３　国民に対する情報提供

防災庁は、武力攻撃事態等において、防災庁の所掌に係る国民保護措置の実施状況等について、記者発表やインターネット等により、正確な情報を適時かつ適切に提供するものとする。

防災庁は、情報通信技術の発展の進捗状況を踏まえ、より迅速かつ正確に情報の提供を行うよう各種の施策を講ずるものとする。

防災庁は、防災庁国民保護対策本部（以下「庁対策本部」という。）が設置された場合には、速やかに記者発表を行うものとする。

防災庁は、高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

４　関係機関相互の連携協力の確保

防災庁は、他の指定行政機関、地方公共団体等と平素から相互の連携体制等の整備を図るものとする。

５　高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意するものとする。

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の適切な実施の確保を図るものとする。

６　国民保護措置を実施する者の安全の確保

防災庁は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

第２章　平素からの備えや予防

第１節　組織・体制等の整備

１　防災庁国民保護連絡会議の設置

防災庁は、国民保護法に基づき防災庁の所掌する事務を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、防災庁国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

連絡会議は、その目的を達成するため、次に掲げる事項に関し防災庁内における必要な連絡調整を行うものとする。

①　緊急時のための連絡網の作成その他の防災庁における連絡体制及び参集体制の整備
②　都道府県、指定公共機関その他の関係機関との連絡体制の整備
③　防災庁における国民保護の総合的な推進方策の検討及び実施
④　防災庁国民保護計画の見直し
⑤　平素における関係機関との連携
⑥　その他必要な事項

連絡会議は、事務次官を議長とし、連絡会議の組織その他必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

連絡会議の庶務は、統括官（災害事態対処担当）付参事官（救援担当）付において処理するものとする。

２　防災庁における連絡体制及び参集体制の整備

防災庁職員は、平素から、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れる連絡手段を確保するとともに、武力攻撃事態等において、速やかに参集できるよう、防災庁本庁舎等の参集場所への複数の交通手段を確認するものとする。

防災庁における職員の参集基準、参集すべき事態の判断基準及び参集する職員については、別に定めるものとする。

３　国民保護措置の実施機能等の確保

（１）防災庁における中枢機能の維持・確保のための体制整備

防災庁は、武力攻撃事態等においても、業務を継続し、防災庁の所掌事務に関する国民保護措置を的確に実施できるよう、以下の措置を講じておくものとする。

・庁舎の安全性の確保並びに非常用電源及び代替庁舎等の確保に努める。
・参集して業務に当たる防災庁職員の食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレ等の物資の確保に努める。

（２）行政機能の維持・確保のための体制整備

防災庁は、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限にとどめるため、武力攻撃事態等における職員の出勤及び配置の基準並びに業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。

防災庁は、武力攻撃災害により情報収集及び連絡に当たる担当者並びに通信手段が被害を受けた場合においても庁内及び関係機関との連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化や代行できる人員の指定など、情報収集及び連絡の体制整備に努めるものとする。

（３）情報処理システム等の整備、維持等

防災庁は、関係省庁及び地方公共団体との間の通信を確保するとともに、要避難地域や避難先地域等における情報収集等を行うため、緊急時における安全性の強化及びバックアップ機能の確保等に配慮しつつ、通信設備の整備に努めるものとする。

防災庁は、自然災害における情報を一元的に管理するシステムの活用を基本として、武力攻撃災害に対する情報処理システム等の整備、運用、復旧等の観点から必要な措置を講ずるとともに、武力攻撃事態等における各種情報処理システム等の停止時における業務処理手順の徹底その他の措置を講じておくものとする。

４　国民保護措置に関する職員の研修等

防災庁は、防災庁職員個々の対応力の向上を図るため、職員に対する国民保護に関する定期的な研修及び訓練を行い、また、新たに防災庁職員になった者に対し初任者研修を実施することにより、防災庁の応急体制の周知徹底を図り、武力攻撃事態等に際しての参集体制や参集時の対応など万全な応急体制を確立するものとする。

防災庁は、研修等の実施を通じて、国民保護措置に関して必要な以下に例示する知識等の周知徹底を図るものとする。

・国民保護法その他の関係法令の概要
・防災庁国民保護計画
・避難住民等への救援に関する概要
・武力攻撃事態等における連絡体制及び参集体制

第２節　平素における措置

１　関係機関との連携体制の整備

防災庁は、平素から内閣官房、消防庁、厚生労働省、国土交通省等の関係省庁との定期的な意見交換等により連携の確保・強化を図るものとする。

防災庁は、地方公共団体における救援の実施体制の整備について助言するとともに、定期的な情報・意見交換の実施等により、国と地方公共団体及び地方公共団体間の連携強化に努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体における救援の実施体制の確保のために、都道府県間及び市町村間の相互応援協定の締結の促進や、災害時応援協定等も参考にした関係事業者との連携強化を推進していくものとする。

２　国民保護措置に関する訓練

防災庁は、武力攻撃事態等への対処能力の向上を図るため、内閣官房や消防庁等の関係機関と共同して国民保護訓練を実施するものとする。

防災庁は、訓練の実施に当たっては、武力攻撃事態等の類型を踏まえ様々な事態を具体的に想定し、実践的な訓練を実施するものとする。また、訓練の評価を行う担当者を設置するなどして、客観的な評価を行うとともに、参加者から訓練の教訓や課題などの意見を抽出し、検討結果を体制等の見直しに反映させるよう努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体と共同して訓練を行う場合には、訓練を実施する場所の地方公共団体の理解を得ながら、都道府県の区域を越える住民の避難を行った際の避難先における救援の訓練等を実施するよう努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体の武力攻撃事態等における救援の実効性の向上を図るため、効果的な国民保護訓練が行われるよう必要な助言等をするものとする。

防災庁は、国民保護措置と防災のための措置との間で相互に応用が可能な救援に関する訓練については、国民保護訓練と防災訓練を有機的に連携させるよう配慮するものとする。

３　救援に関する平素からの備え

防災庁は、武力攻撃事態等において地方公共団体が救援の措置を迅速かつ的確に実施できるよう、実施に当たって必要となる情報を整理し、救援のニーズを的確に把握できるよう、地方公共団体との連絡体制を整備するものとする。

４　避難施設の指定、避難施設のデータベースの整備

防災庁は、内閣官房の総合調整の下、消防庁等の関係省庁と連携し、地方公共団体における救援が的確かつ迅速に実施できるよう、全国の指定状況や事例の情報提供等により、都道府県知事による避難施設の指定の促進に努めるものとする。

防災庁は、緊急一時避難施設の確保に関しても、内閣官房の総合調整の下、消防庁等の関係省庁と連携し、自然災害時との避難施設のデュアルユースを推進する観点から、自然災害時における帰宅困難者対策の一時滞在施設の知見等も参考にしつつ、指定の促進や施設の充実に取り組むものとする。

防災庁は、内閣官房の総合調整の下、消防庁等の関係省庁と連携し、避難施設を事態に応じて適切に活用できるよう、避難施設について把握しておくべき標準的な項目を国において定めることへの必要な協力等を行うとともに都道府県に示すものとする。

防災庁は、消防庁と連携し、都道府県から報告された避難施設に係る情報を取りまとめ、国においてデータベースを作成することへの必要な協力等を行うものとする。

防災庁は、自衛隊施設、米軍施設等は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、当該施設の周辺地域における避難施設の確保に当たっては、関係省庁及び地方公共団体と平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等における必要な調整を行うものとする。

５　備蓄

防災庁は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。

防災庁は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、地方公共団体における救援の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、地方公共団体間の相互応援協定や、地方公共団体と事業者等との間で物資供給に関する協定をあらかじめ締結するよう、連携強化の推進に努めるものとする。

防災庁は、地方公共団体が救援を実施するために必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう、物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。

防災庁は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体が救援の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。

防災庁は、防災庁の所掌に係る国民保護措置を実施するため、防災庁において管理する物資及び資材を備蓄する施設及び設備について、平素から点検するものとする。

第３章　武力攻撃事態等における対応

第１節　防災庁情報連絡室の設置

１　防災庁情報連絡室の設置

防災庁は、内閣官房等から武力攻撃等に係る兆候に関する情報を入手した場合において、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、防災庁情報連絡室（以下「庁情報連絡室」という。）を設置するものとする。

防災庁は、官邸危機管理センターの対応状況を踏まえ、関係都道府県に対し、必要に応じて庁情報連絡室を設置した旨を連絡するものとする。

２　庁情報連絡室の組織及び運営

庁情報連絡室は、別に定める基準により、防災庁職員において組織・運営するものとする。

庁情報連絡室は、防災庁内から収集した情報を取りまとめ、内閣官房等の関係機関や関係都道府県と連携した情報収集及び提供を行うとともに、官邸や関係職員に対し情報提供を行うものとする。

防災庁職員は、武力攻撃等に係る兆候に関する情報を得た場合は、直ちに、庁情報連絡室に報告するとともに、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置を開始するものとする。

防災庁職員は、関係地方公共団体からの情報に加え、報道情報、指定公共機関への電話照会等あらゆる手段により収集した情報を庁情報連絡室に報告するものとする。

第２節　防災庁緊急事態調整室の設置

１　防災庁緊急事態調整室の設置

防災庁は、官邸に官邸対策室等が設置された場合や武力攻撃災害が発生した場合等において、事務次官が必要と認めるときは、防災庁緊急事態調整室（以下「庁緊急事態調整室」という。）を設置するものとする。

防災庁は、内閣官房と調整の上、庁緊急事態調整室を設置した旨を公表するとともに、関係都道府県に対し、庁緊急事態調整室を設置した旨を連絡するものとする。その際は、関係省庁と連携・協力しつつ、関係都道府県に対し、救援の実施に向けた準備等の必要な措置を講ずるよう助言するものとする。

２　庁緊急事態調整室の組織及び運営

庁緊急事態調整室の体制は、別に定める庁対策本部の体制に準ずるものとする。

防災庁職員は、別に定める基準に従い参集し、参集の連絡を受けたときは、最も迅速かつ確実な手段を用いて速やかに指定の場所に参集するものとする。

庁緊急事態調整室は、内閣官房等の関係機関や関係都道府県と連携した情報収集及び提供を行うとともに、官邸や関係職員に対し情報提供を行うものとする。また、事態に応じて地方公共団体及び関係機関により講じられる救援の実施に向けた準備等についての情報の収集・分析、必要な支援の調整等を行うものとする。

３　庁対策本部への移行

庁緊急事態調整室を設置した後に政府において事態認定が行われた場合には、直ちに庁対策本部を設置し、庁緊急事態調整室は廃止するものとする。

第３節　関係機関等との連携

１　官邸危機管理センター等への参集

防災庁は、内閣危機管理監から緊急参集チームへの招集があった場合は、統括官（災害事態対処担当）を、直ちに官邸危機管理センター等に参集させるものとする。統括官（災害事態対処担当）の参集が困難なときは、あらかじめ指名した職員を官邸危機管理センター等に参集させるものとする。

２　事態対処専門委員会への参集

防災庁は、内閣官房から事態対処専門委員会の開催の連絡があった場合は、統括官（災害事態対処担当）を、直ちに指定された場所へ参集させるものとする。

３　国家安全保障会議に係る調整

防災庁は、内閣官房から国家安全保障会議の開催の連絡があり、防災大臣の参加が必要な場合は、防災大臣の出席に係る調整を行うものとする。

４　地方公共団体との連携

防災庁は、地方公共団体の組織体制の整備について助言するとともに、定期的な情報・意見交換の実施等により、国と地方公共団体及び地方公共団体間の連携強化を図るものとする。

防災庁は、適切な国民保護措置に資するため、対策本部等から収集した武力攻撃事態等に関する情報や関係機関による国民保護措置に関する情報等を、地方公共団体に対し速やかに伝達するものとする。

防災庁は、関係地方公共団体その他の関係機関と相互に緊密な連携を図りつつ、国民保護措置を迅速かつ的確に実施するとともに、都道府県知事等から防災庁の所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し支援の要請があったときは、その要請の趣旨を踏まえ、適切な支援を講ずるものとする。

第４節　庁対策本部の設置

武力攻撃事態等に認定され、政府に対策本部が設置されたときは、直ちに、防災庁に防災大臣を本部長（以下「庁対策本部長」という。）とする庁対策本部を設置し全職員を招集する。庁対策本部は、次の業務を行うものとする。

・国民保護措置の実施に関する防災庁内における総括及び総合調整
・対策本部、関係機関等との情報交換及び連絡調整
・対策本部、関係機関等から収集した情報の防災庁内への提供
・防災庁内からの救援の実施状況等に関する情報の取りまとめ
・防災庁の所掌事務に関する国民保護措置の実施状況等に関する広報資料の定期的な作成等による広報活動の総括
・防災庁国民保護現地対策本部（以下「庁現地対策本部」という。）を設置した場合にあっては、同本部との連絡調整
・その他、国民保護措置の実施に関し必要な業務

庁対策本部を設置した場合には、直ちにその旨を公表するとともに、関係都道府県に対し、連絡するものとする。

防災庁本庁舎が、武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に含まれるなど、庁対策本部を本庁舎に設置することにより国民保護措置の実施等に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、立川広域防災基地（東京都立川市）などの代替拠点に庁対策本部を設置し、又はその機能の一部を移転するものとする。

庁対策本部に関する庶務は、統括官（総合政策担当）付参事官（総括担当）付において処理するものとする。

庁対策本部の組織及び職務代行順等の運営その他必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

第５節　職員の派遣

庁情報連絡室の長又は庁対策本部長は、避難先地域及び要避難地域において、救援の準備・実施状況等の収集・伝達を迅速かつ円滑に行うために必要があると認めるときは、防災庁職員を指名して派遣するものとする。派遣された防災庁職員は、避難先地域及び要避難地域の地方公共団体において、防災庁との連絡調整や情報収集、避難先地域及び要避難地域の地方公共団体との連絡調整、必要な助言等を行うものとする。

政府の武力攻撃事態等現地対策本部が設置されたときは、防災庁職員のうちから庁対策本部長に指名された職員を派遣するものとする。

国民保護法第 29 条第３項の規定により都道府県対策本部長から職員の派遣の求めがあったときは、速やかに庁対策本部長の指名する職員を派遣するものとする。

国民保護法第 151 条第１項の規定により地方公共団体の長等から職員の派遣の要請のあったとき又は第 152 条第１項の規定による職員の派遣のあっせんのあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、庁対策本部長は、適任と認める職員を派遣するものとする。

庁対策本部長は、庁対策本部長の職員の派遣に係る権限を、あらかじめ委任することができるものとする。

庁対策本部長は、継続して避難先地域及び要避難地域の地方公共団体との情報連絡体制を維持する必要があると認める場合には、避難先地域又は要避難地域の地方公共団体において防災庁現地連絡調整室（以下「庁現地連絡調整室」という。）を設置するものとする。また、避難先地域及び要避難地域の地方公共団体との連絡、避難住民等への救援の実施等のため特に必要があると認める場合には、庁現地対策本部を設置するものとする。庁現地連絡調整室又は庁現地対策本部を設置したときは、防災庁職員のうち庁対策本部長に指名された職員を派遣するとともに、既に派遣された職員がいる場合、当該職員を庁現地連絡調整室又は庁現地対策本部の職員に充てるものとする。

庁現地連絡調整室及び庁現地対策本部の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第６節　特殊標章等の交付等

防災庁は、別に定める要綱により、防災庁職員で国民保護措置に係る職務を行う者等に対し、特殊標章等を交付し、又は使用させるものとする。また、当該特殊標章等の意義等について、教育や学習の場など様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

第４章　防災庁が実施する国民保護措置に関する事項

第１節　住民の避難に関する措置

１　警報の通知及び伝達

庁対策本部長は、国民保護法第 45 条第１項の規定により対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちにその内容を防災庁内に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行うものとする。また、警報が解除されたときも同様の対応とする。

２　避難措置の指示の通知

庁対策本部長は、国民保護法第 52 条第４項の規定により、対策本部長から避難措置の指示の通知を受けたときは、警報の通知に準じて、避難措置の指示を防災庁内に通知するものとする。また、避難措置の指示が解除されたときも同様の対応とする。

防災庁は、都道府県の区域を越えて住民に避難をさせる必要がある場合には、要避難地域の都道府県知事と避難先地域の都道府県知事との間で行われる避難住民の受入れについて、あらかじめの協議が円滑に行われるよう、関係省庁並びに要避難地域及び避難先地域の地方公共団体と連携協力して、適切な避難先地域の選定、避難住民の受入れに必要な準備等の避難住民の受入体制等に関して、必要に応じて助言等の支援を行うものとする。特に、沖縄県から島外避難の必要が生じた場合には、沖縄県、九州各県及び山口県を始めとする地方公共団体との広域的な連携を含め、避難住民の受入体制が整うよう、支援を行うものとする。

第２節　避難住民等への救援等に関する措置

１　避難住民等の救援の実施に対する支援

防災庁は、対策本部長から都道府県知事に対して救援の指示があった場合は、適切な救援が実施されるよう、当該都道府県及び関係省庁と連携を図り、必要に応じて助言を行うものとする。

防災庁は、必要に応じ、又は都道府県知事から救援を行うに当たって支援を求められたときは、関係省庁と連携して、食品、生活必需品等の救援に係る物資の供給のほか、物資の入手可能経路等の情報提供や専門知識を有する職員の派遣等の必要な支援を行うものとする。

防災庁は、救援に関し、都道府県相互の応援要求等に基づく応援が行われない場合等必要と認める場合には、他の都道府県知事に対し、救援の実施について応援を行うよう指示するものとする。

内閣総理大臣が国民保護法第 88 条第２項の規定に基づき関係大臣を指揮したときは、防災庁は、関係省庁と連携を図り、所要の救援を行うものとする。

２　安否情報の収集に対する協力

防災庁は、安否情報を入手した場合には、原則として、安否情報の対象となる避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した者の現に所在する地方公共団体の長に安否情報を提供するものとし、当該者が住所を有する地方公共団体が判明している場合には併せて当該地方公共団体の長に対し安否情報の提供を行うなど、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めるものとする。

安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に十分な配慮を行うものとする。

３　義援金の受入れ

防災庁は、義援金の募集・配分に関し、必要に応じて都道府県、市町村、支援関係団体に対して助言等を行うものとする。

第３節　国民保護措置全般についての留意事項

防災庁は、武力攻撃災害の発生後、直ちに、国民保護措置の実施状況その他の情報の収集及び必要な措置・対策を開始するものとする。

防災庁は、要避難地域又は避難先地域の地方公共団体からの情報に限らず、ヘリコプターによる映像、報道情報、要避難地域及び避難先地域又はその周辺の関係施設への電話照会、全国ネットワークを持つ企業への照会などあらゆる手段により、救援の実施状況等に関する情報を収集・整理することに努めるものとする。

防災庁は、自然災害時に使用している新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）等のシステムも適切かつ効果的に活用するものとする。

防災庁は、防災庁内で随時情報共有を行い、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報についても収集に努めるものとする。

防災庁は、電話、中央防災無線その他の防災庁が保有する情報通信手段により、救援の実施状況や被災情報等を収集するものとする。

防災庁は、防災庁内で取りまとめた救援の実施状況や被災情報等を速やかに対策本部長に報告するものとする。

第４節　武力攻撃災害の応急の復旧に関する措置

防災庁は、防災庁本庁舎等が武力攻撃災害により被害を受け、国民保護措置の実施等に支障が生じ、又は支障が生じるおそれがあると認める場合には、安全の確保に配慮した上で、発生後可能な限り速やかに、施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を迅速に把握し、その機能の公共性等を勘案し、必要に応じてその機能の暫定的な回復措置等を実施するものとする。特に、国民保護措置の実施上重要な通信施設に障害が生じたときには、必要に応じて代替手段を確保するものとする。

防災庁は、地方公共団体の防災施設など関係施設の被災状況を迅速に把握するとともに、被害状況に応じて対応の緊急性を勘案しつつ、当該地方公共団体に対して速やかに応急の復旧を行い、又は代替機能の確保等を図るよう助言及び支援を行うものとする。

防災庁は、防災庁の所掌に係る応急の復旧のための措置に関して、都道府県知事から求めがあった場合には、関係機関等と連携を図りつつ、必要に応じ、人員の派遣や物資の提供等の必要な支援を行うものとする。

防災庁は、武力攻撃災害の被害を受けた地方公共団体の防災施設など関係施設の復旧については、国の基本的方針に基づき、適切に実施されるよう助言及び支援を行うものとする。

防災庁は、武力攻撃災害からの復旧を行う指定行政機関に対し、避難住民等への救援の実施状況等の引継ぎを行うとともに、国民保護法第 140 条の規定により都道府県知事等から応急の復旧の求めがあったときは、応急の復旧のため必要な措置に関し支援を行うものとする。

第５章　緊急対処事態への対処

緊急対処事態対処方針が定められ、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、防災庁は、直ちに防災庁緊急対処事態対策本部を設置し、その所掌事務に係る緊急対処保護措置を実施するものとする。

防災庁緊急対処事態対策本部の体制については、別に定める庁対策本部の体制に準じるものとする。

緊急対処保護措置の内容及び実施方法については、本計画第１章から第４章までの定めに準じて適宜行うものとする。